破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字下里244番地　県営平良南団地14棟401号
債務者　知念あや子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第１８号
函館市梁川町14番３―201号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
沖縄県島尻郡南風原町字新川211番地　Ｅｓｐｅｒａｎｃａ　ＡｒａｋａｗａＡ―301
債務者　松野　良子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字玻名城699番地１　オリジン401号室
債務者　西浦　紫郎
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７号
山形県南陽市宮内1282番地の11
債務者　山口　健史
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８号
山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口288番地
債務者　井上　里美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１３７１号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目６番４号　ドエル朝霞台206
債務者　石川　和夫（旧姓鶴谷）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
埼玉県越谷市千間台西６丁目20番地33
債務者　池田　佳世
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
埼玉県越谷市蒲生茜町16番地12　オーベル越谷蒲生弐番館402
債務者　大脊戸直子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
埼玉県草加市谷塚町1178番地１　グリーンライズＭ―301号
債務者　大野　晴久
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
埼玉県春日部市大枝104番地９　アリア・ソワンせんげん台Ｂ棟
債務者　阿久津秀文
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
埼玉県春日部市大枝104番地９　アリア・ソワンせんげん台Ｂ棟
債務者　阿久津味幸
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１４７号
千葉市中央区南生実町1387―１　中山靖子方、住民票上の住所千葉市美浜区打瀬２丁目１番地１　公園東の街２―409号
債務者　重村　幸恵
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７６号
千葉県市川市宮久保６丁目13番９号
債務者　佐川　　寿
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７９号
千葉県市原市姉崎1016番地１　カーサブルーノ201号
債務者　石楯　成哲
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９７号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番16棟507号
債務者　根本　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２４号
千葉市緑区辺田町578　独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター、住民票上の住所千葉市緑区誉田町２丁目20番地990　コーポウェンディ201号
債務者　宗　　健仁
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係